

平成24年度第10回庁議 会議録

[日 時] 平成25年2月15日（金） 9時～10時30分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、教育長及び各部局長
農業委員会は、農業委員会事務局次長が代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

(3) 市税の歳入見込みについて (総務部)

(4) 平成25年度施政方針（案）について (企画部)

3 連絡事項

(1) 平成25年度の定員管理計画について (総務部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

市議会定例会が、2月25日に開会予定です。会派説明については、今週の火曜日から木曜日にかけて開催され、そこでも質疑応答があったと思いますが、市議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いします。

市 長	<p>それでは、議事に入る。</p> <p>「市議会定例会提出議案について」ですが、まず、会派説明の報告を、企画部からお願いします。</p>
企画部長	<p>今回の会派説明は予算案など5項目について、2月12日から昨日まで行いました。</p> <p>まず、平成25年度当初予算についてですが、「駅周辺整備事業」の駅南駐車場用地取得に関して、駅南の駐車場や駅南の地域をどうしていくのかについては、グランドデザインをもとに取り掛かるべきだと思う。現在の駅南の駐車場の拡張が必要なら、離れた西側の土地でなく、隣接する土地を取得すべきではないか。周辺の土地の状況調査はしているのか。そういったことを踏まえてもう少し先を見据えた計画を立てるべきだと思うといった意見や、駅南の先々の開発はもっと議論をしなければならないといった意見もありました。</p> <p>次に、「別子山地区飲料水供給施設整備事業」に関して、床鍋地区の整備は中断しているということか、また、休止によって影響が出る世帯数はどのくらいかといった質問や「地域コミュニティ再生支援事業費」について、5校区を想定しているが、それ以上の要望があった場合はどう対応するのか、といった質問や「運動部活動競技力向上事業費」については、著名な指導者を想定しているのか？この事業は指導者を育成するためのものか、選手を育成するためのものか、といった質問などのほか、「学校図書支援推進費」に関連して、学校の図書室でもバーコードでの貸出の要望がある。貸出が簡易な方が借りる件数も増えるので、検討してほしいといった要望も出されました。</p> <p>次に、「防災対策推進費」について、問題は資機材の管理と使い方ではないか？高価な備品を整備しても、使える人がいなければ意味がないので、整備した後のフォローが必要であると思うといった意見もありました。</p> <p>また、「定住人口拡大推進費」について県下で実施しているところはあるか？県外市外から定住を促進するためにどのように宣伝するのか？中古物件を除くのはなぜか？といった質問や、5年以上の定住が補助要件となっているが、その前に出ていった場合はどうするのか。10分の1補助とあるが最大で50万円であり、500万で家は建たないので、全体枠はこのままで、件数を減らして補助金額を上げてもいいと思うといった意見もありました。</p> <p>国が人件費の関係で交付税を削除するということだが、予算に反映しているのか。人件費はどう考えているのか。</p> <p>平成24年度3月補正予算については、特に質問等はありませんでした。</p>

<p>総務部長</p>	<p>総務部からは、新居浜市職員定数の見直しについて説明いたします。</p> <p>職員定数については、平成15年4月1日の職員定数、別子山村との合併に伴う定数991名から、それ以後、中の見直しを行ってはおりますが、全体の見直しを行っておらず、今回、35名を定数から削減して、派遣定数も含め、956人に改めるものでございます。</p> <p>その中での意見として、職員でなければできない業務以外は、民間委託したほうが良いと思う、民間移管できるところは常に考えて、職員定数に反映させていくべきであるという意見がありました。</p> <p>区画整理の関係で、区画整理の最終残務整理ということで、今の定員計画の中では2名となっているが、必要なのか。駅前に借りている事務所についても、できるだけ早く引き上げるようにという意見がありました。</p> <p>また、調理員の退職は不補充となっており、正規職員が補充されないのはなぜかということについては、平成25年度に教育委員会で立ち上げる給食のあり方の中で、職員の配置についても検討されるので、それを踏まえて検討すると回答いたしました。</p>
<p>市民部長</p>	<p>市民部からは、新居浜市配偶者暴力相談支援センターの設置について説明をいたしました。</p> <p>主な質問は、名称について、配偶者に限るのかどうか誤解を招かないか、また、名称が大変長いとのことで、開設までには略称について検討することにしております。その他設置場所を非公表とすることについて、加害者からの暴力等に対する相談員や市職員の安全確保について、センター設置のメリットについて、被害者の負担減の内容について、相談員の確保や身分について、などの質問がありました。</p>
<p>経済部長</p>	<p>経済部からは、有限会社悠楽技の清算について説明を行いました。</p> <p>別子山地区の不法投棄問題により事業活動を休止していた(有)悠楽技については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による裁判も結審し、罰金300万円が確定し、それを受け、昨年11月13日の臨時株主総会において、有限会社の解散決議を行い、現在、会社清算に向けた手続きを進めており、本年3月中には清算結了登記を行い、(有)悠楽技の法人格は消滅し、決算については、約30万円の赤字（債務超過）になる見込みであり、これについては、取締役が負担することにより、最終ゼロ精算を行う予定について説明しました。</p> <p>会派説明における質疑の概要としては、罰金については会社では支払えないので、全額役員で支払うと認識していたがいかか。市の出資金は全額返ってこないが、市の財産としての清算はどうなるのか。決算の中でどうなっ</p>

<p>教育委員会 事務局長</p>	<p>てくるのか。会社として、元取締役が損害賠償請求を求めたことや、新居浜市として株主代表訴訟を行うという議論はなかったか。などについてでございました。罰金も含めた最終的な赤字額を出資者に負担させることはできないので、取締役で負担するという説明を行いました。</p> <p>教育委員会からは、学校施設について説明を行いました。</p> <p>まず、大島小学校の廃校及び廃校後の利用計画については、公民館機能として使用するの1階、2階部分で、3階はフリースペースとなっているが、地元だけでなく、多くの市民の方に大島へ来てもらって利用してもらえの方策を考えているのか。</p> <p>また、改修金額が多額であり、維持管理経費も相当な金額が予想されるが、年間の維持管理コストはどの程度か。移設後の今の公民館はどのように利用するのかなどの質問がありました。</p> <p>次に、小・中学校施設の大規模改修事業の実施については、長寿命化改良事業の補助事業の施工内容はどうか。トイレの洋式化の整備基準はどうなっているのか。</p> <p>また、洋式化については、学校現場と十分協議し、使いやすいものとしてほしいとの要望がありました。</p> <p>次に、多喜浜小学校「塩の学習館」の整備については、学校施設内にあるが一般の人でも利用できるのか。実技指導はだれがするのかなどの質問がありました。</p>
<p>市長</p>	<p>各会派からいろいろと質問が出ているみたいですが、3月議会に向けて、それに対してお答えできるようにお願いします。</p> <p>ご質問等ありますか。</p> <p>なければ次の議題に移ります。</p> <p>第1回定例会について、議案に沿って消防本部より説明をお願いします。</p>
<p>消防本部</p>	<p>消防本部では、報告第1号及び報告第2号につきまして、ご説明いたします。</p> <p>まず、報告第1号、「専決処分の報告」につきましては、「損害賠償の額の決定について」でございます。</p> <p>議案書の1ページ、2ページをお目通しください。</p> <p>本件は、平成24年11月1日午後10時ころ、山口県山口市山口きらら博記念公園駐車場におきまして、緊急消防援助隊合同訓練に参加していた本市の資機材搬送車が移動のため後進した際、後方に駐車中の今治消防本部の支援車に接触、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定し、平成</p>

<p>建設部長</p>	<p>25年1月21日専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。</p> <p>損害賠償の額につきましては、当事者との協議及び新居浜市農業協同組合の査定によりまして、新居浜市は相手方に対し、車両の修繕に要する費用、「326,000円」と決定したものでございます。</p> <p>なお、損害賠償の額につきましては、全額、新居浜市農業協同組合から、一般自動車共済により、支払われる予定となっております。</p> <p>次に、報告第2号、「専決処分の報告」につきましては、「和解及び損害賠償の額の決定について」でございます。</p> <p>議案書の3ページから5ページまでをお目通しください。</p> <p>本件は、平成24年11月11日午前7時37分ころ、新田町一丁目市道新田南通り線と市道原地庄内線との交差点において、西進しようとした金子西分団小型動力ポンプ付積載車と北進してきた相手方の原動機付自転車とが衝突。相手方が負傷し、車両等を損傷した交通事故につきまして、相手方と和解及び損害賠償の額の決定について、平成25年1月21日専決し、報告するものでございます。</p> <p>和解の内容といたしましては、当事者との協議及び新居浜市農業協同組合の査定によりまして、新居浜市は相手方に対し、車両の修繕に要する費用「7万3,051円」のうち、85%に相当する額「6万2,093円」と傷害慰謝料等「8,580円」、治療費等「3万2,364円」、合計「103,037円」を支払いすることといたしたものでございます。</p> <p>なお、損害賠償の額につきましては、全額、新居浜市農業協同組合から、一般自動車共済及び自動車損害賠償責任保険により、支払われております。</p> <p>日ごろから交通事故を起こさないよう、指導をしているところでございますが、今後とも安全な運転を心がけるよう指導を徹底してまいります。</p> <p>建設部からは、報告第3号、報告第4号、議案第1号、議案第9号、議案第10号及び議案第15号について一括してご説明いたします。</p> <p>まず、報告第3号、「専決処分の報告」につきましては、「和解について」でございます。</p> <p>議案書の6ページから8ページまでをお目通しください。</p> <p>本件は、平成24年11月13日午前11時30分頃、相手方が自己敷地内において生活ごみを焼却していたところ、隣接する黒島工業団地緑地の樹木に飛び火し、カイズカイブキ4本等を焼失した事件につきまして、相手方と和解をするため、平成25年1月21日、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。</p> <p>和解の内容につきましては、相手方は、新居浜市に対し謝罪し、再発防止</p>
-------------	---

を徹底すること、相手方は、新居浜市に対し焼失したカイズカイブキ4本の撤去及び処分並びに植え替え並びに一部を焼失したカイズカイブキ2本の剪定に要する費用18万3,750円を支払うこと、以上の事項以外には、新居浜市と相手方との間に一切の債権債務のないことを確認し、和解といたしたものでございます。

なお、カイズカイブキの植え替え及び剪定並びに相手方からの支払いは全て完了しております。

次に、報告第4号、「専決処分の報告」につきましては、「和解について」でございます。

議案書の9ページから11ページまでをお目通しください。

本件は、平成24年12月2日深夜、国領川緑地左岸の敷島橋南側に設置している多目的トイレにおいて、相手方の不注意により便座の蓋の一部が焼失した事件につきまして、相手方及び相手方の連帯保証人と和解をするため、平成25年1月21日、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

和解の内容につきましては、相手方は、新居浜市に対し謝罪すること、相手方は、新居浜市に対し便座の蓋の修繕に要する費用9,450円を支払うこと、以上の事項以外には、新居浜市と相手方との間に一切の債権債務のないことを確認し、和解といたしたものでございます。

なお、便座の修繕及び相手方からの支払いは全て完了しております。

次に、議案第1号、「市道路線の認定」についてでございますが、議案書の12ページから20ページまでをお目通しください。

今回認定しようとする路線は、路線番号1059号から1066号までの8路線は開発道路で寄附を受けたもの、1067号は経済部農林水産課において管理していた道路を新たに市道として認定しようとするもので、合計9路線でございます。今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は1067路線、総延長は約521Kmとなります。

次に、議案第9号、「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例」の制定についてでございますが、議案書の39ページ、40ページをお開きください。

本議案は、地籍調査の進捗に伴い、当該地籍調査の成果の閲覧及び交付に係る手数料を徴収するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

本市の地籍調査事業につきましては、別子山地区を除く旧新居浜地区では、平成18年度から事業に着手し、これまで道路建設に伴う区域を中心に調査を行っておりますが、その成果の閲覧は、平成20年度から可能となっております。

一方、国土調査法に基づく地籍調査の成果につきましては、同法の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

今回の改正は、今後の地籍調査の進捗に伴い、地籍調査の成果の閲覧等に係る業務が増加することが予想されますことから、特定の者に提供する役務に対する費用として、手数料を徴収しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、別表第1において、「地籍調査の成果の閲覧」及び「地籍調査の成果の閲覧を含む写しの公布」に係る手数料として、それぞれ「1件につき300円」を追加いたしております。手数料の金額につきましては、別表第1の類似事項及び他市の状況を勘案して設定いたしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第10号、「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例」の制定についてでございますが、議案書の41ページから48ページまでをお目通しください。

今回の改正は、社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることから、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」が昨年9月に公布され、この法律に基づき低炭素建築物新築等計画の認定事務を新居浜市が行うことから、審査に必要な費用を徴収するために「新居浜市建築関係手数料条例」別表第2 第45、第46に低炭素化建築物の認定に関する手数料の項を加えるものでございます。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第15号、「新居浜市道路占用料条例の一部を改正する条例」の制定についてでございますが、議案書の55ページ、56ページをお開きください。

平成24年12月12日に公布されました「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」により、道路法施行令の一部が改正されました。これにより、道路の占用許可に係る工作物等として「太陽光発電設備等」及び「津波避難施設」が加えられたことから、当該工作物等に関する占用料を徴収するため、「太陽光発電設備等」及び「津波避難施設」を追加するものでございます。また、従来から政令で規定されていた「応急仮設建築物」及び「自転車等駐車器具」に関する規定を追加するとともに、「トンネルの上等に設ける事務所、店舗その他これらに類する施設」並びに「高度地区及び高度利用地区内の道路の上空に設ける事務所、店舗その他これらに類する施設及び自動車駐車場」についての徴収方法を、国に準じて改正しようとするものでございます。

また、併せて引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を

<p>企画部長</p>	<p>行っております。</p> <p>なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>企画部からは議案第2号と予算議案についてご説明いたします。</p> <p>議案書の21ページから24ページをご覧ください。</p> <p>まず、議案第2号、「新居浜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の制定につきましては、「地方自治法」の一部改正に伴い、名称を政務活動費に、交付目的を議員の調査研究その他の活動に資するために改め、政務活動費を充てることのできる経費の範囲等を条例で定めるものでございます。</p> <p>主な改正点を御説明いたします。</p> <p>まず、題名を新居浜市議会政務活動費の交付に関する条例に改め、条文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改めるものでございます。</p> <p>次に、第1条では、交付の目的を、新居浜市議会議員の調査研究その他の活動に資するために改め、第3条では、交付の方法を半期ごとの交付から、年度一括の交付に改め、第5条は、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を別表のとおり、条例で規定するものでございます。</p> <p>次に、第7条では、収支報告書に領収書又はこれに準ずる書類の添付を義務づけ、第9条では、収支報告書の保存期間について「10年を経過する日まで」を「5年を経過する日まで」に改め、第10条では、議長は、提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものと規定するものでございます。</p> <p>なお、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する施行の日から施行したいと考えております。</p> <p>次に、議案第16号から議案第25号までの、平成25年度当初予算議案につきまして、別途配布しております、平成25年度当初予算案の概要に沿って、一括して御説明いたします。</p> <p>1ページを御覧ください。まず、予算規模でございますが、一般会計につきましては、475億5,040万4千円、対前年度比で、5億4,295万2千円、1.2%の増となっております。</p> <p>特別会計につきましては、350億797万9千円で、対前年度比7億5,520万7千円、2.2%の増となっております。</p> <p>特別会計、企業会計を合わせました、全会計では869億7,074万6千円、対前年度比20億9,360万4千円、2.5%の増となっております。</p> <p>2ページをお開きください。歳入の主な項目についてでございます。</p> <p>まず、市税につきましては、市民税のうち、個人市民税につきましては、</p>
-------------	--

退職所得にかかる税額控除の廃止等により、増加の見込みとなっております。法人市民税につきましても、輸出環境の改善や経済対策等により増加の見込みとなっており、全体では、前年度当初予算との対比で、1億1,200万9千円、1.6%の増額を見込んでおり、70億3,074万4千円としております。

固定資産税につきましては、地価の下落傾向は続いておりますが、家屋・償却を合わせて、全体では、4,807万7千円、0.6%の増額を見込み、87億1,155万9千円といたしております。

その他、都市計画税の課税区域の見直し、市町村たばこ税の税率改正などによる増収分も見込まれるため、市税全体では、前年度比2.7%増の、180億8,157万5千円といたしております。

3ページを御覧ください。地方交付税につきましては、基準財政収入額の減額による増加要素があり、対前年度比で1億3,300万円、2.4%増の57億8,000万円を見込んでおります。

4ページをお開きください。

市債につきましては、総合文化施設建設事業等の旧合併特例債事業や、消防救急無線デジタル化整備事業等の防災対策事業債及び、臨時財政対策債の増加などによりまして、市債全体では、11億7,040万円、23.9%の増となる60億6,600万円を計上しております。

平成25年度末の市債残高見込みにつきましては、502億4,467万6千円で、平成24年度当初予算時の残高見込み（494億8,608万6千円）よりも7億5,859万円、1.5%増加するものと見込んでおります。また、「地方債依存度」につきましては、12.8%と、前年度の10.4%から2.4ポイント増加しております。

5ページを御覧ください。

歳出につきましては、まず、人件費は、対前年度比6,776万6千円、0.9%増の79億3,731万3千円となっております。

次に、扶助費につきましては、自立支援給付費などの増により、対前年度比3億5,341万円、3.5%増の103億2,789万1千円になっております。

次に、公債費につきましては、対前年度比1億714万1千円、1.9%増の58億5,233万2千円でございます。

次に、普通建設事業につきましては、駅周辺整備事業等の減額により、対前年度比1億2,945万7千円、1.6%減の80億4,661万6千円となっております。

次に、繰出金につきましては、公共下水道事業繰出金の増加などで、対前年度比6.2%増の53億226万5千円となっております。

6 ページから 62 ページまでは主な事業について記載しておりますが、時間の都合で省略させていただきますので、後ほどお目とおし願います。

64 ページを御覧ください。経費別予算について簡単にご説明いたします。

まず、経常経費につきましては、対前年度比 6 億 4,806 万 6 千円、2.3% 増の 288 億 5,691 万 1 千円、構成比は 60.7% となっております。

次に、施策費につきましては、対前年度比 3,502 万 3 千円、0.3% 増の 106 億 457 万 7 千円、構成比は 22.3% となっております。

主な事業といたしましては、ふるさと応援寄付金推進費、家具転倒防止等推進費、定住人口拡大促進費、合併 10 周年記念市民交流事業費、子ども医療助成費、小・中学校特別支援教育充実費、学校スポーツ活性化事業費、標準学力検査実施費、地域コミュニティ再生支援事業費などがあります。

次に、公共事業につきましては、対前年度比 1 億 5,491 万 1 千円、2.9% 増の 55 億 1,465 万 4 千円、構成比は 11.6% となっております。主な事業といたしましては、総合文化施設建設事業、駅周辺整備事業、都市公園整備事業、庁舎耐震補強対策事業、小学校大規模改造事業、大島交流センター整備事業などでございます。

次に、単独事業費につきましては、対前年度比 2 億 8,436 万 8 千円、10.1% 減の 25 億 3,196 万 2 千円、構成比は 5.3% となっております。主な事業といたしましては、庁舎等整備事業、くすのき園整備事業、別子山地区飲料水供給施設整備事業、新田松神子線改良事業、消防救急無線デジタル化整備事業、国体施設整備事業、市民文化センター耐震補強対策事業、塩の学習館建設事業などでございます。

次に、災害復旧費につきましては、対前年度比 1,068 万円、20.2% 減の 4,230 万円、構成比は 0.1% となっております。主な事業といたしましては、耕地災害復旧費、過年道路橋りょう災害復旧費などでございます。

特別会計につきましては、65 ページに記載のとおりですので、後ほどお目通しくください。

次に、議案第 28 号から議案第 32 号までの平成 24 年度 3 月補正予算議案についてご説明いたします。3 月補正予算（案）の概要をご覧ください。

今回の補正予算は、一般会計では 1 億 4,943 万 5 千円を追加し、補正後の予算総額を 485 億 6,918 万 5 千円とするものです。

特別会計につきましては、公共下水道事業特別会計など 4 会計の補正となっております。

2 ページをお開きください。

<p>総務部長</p>	<p>一般会計の主な事業についてでございますが、</p> <p>まず、施策事業の「定期巡回・随時対応型訪問介護事業費」は、国の交付内示を受け、定期巡回・訪問介護看護事業所、2か所に対しての補助金を追加するものです。</p> <p>次の「障害者自立支援給付費」につきましては、給付費における加算の創設などによる扶助費の追加となっております。</p> <p>3ページの「生活路線維持運行対策費」につきましては、路線バスの運行実績がまとまり、補助金額が確定したことによる、補助金の追加です。</p> <p>これらにより、施策事業費は、2億7,133万6千円の追加となっております。</p> <p>次に、経常経費ですが、「公共施設整備基金積立金」につきましては、市税収入の見込み増による増収分を積立するものです。</p> <p>このほか、事業費の過不足清算などにより、経常経費は、2億2,270万6千円の追加となっております。</p> <p>公共事業費および単独事業費については、入札減少金による事業費の減額などの過不足清算によりまして、公共事業費が2億9,343万6千円の減額、単独事業費が5,117万1千円の減額となっております。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>これらの事業を賄います財源は一覧表のとおりでございます。</p> <p>次に、債務負担行為補正の「慈光園管理委託料」につきましては、指定管理者に管理委託するため、期間を平成25年度から平成27年度まで、限度額を6億579万3千円とする債務負担行為を設定するものです。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>特別会計の補正内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。事業費の確定等による予算措置をするものです。</p> <p>総務部からは、議案第3号及び議案第5号から議案第8号の5件について一括してご説明いたします。</p> <p>まず、議案第3号、「新居浜市情報公開条例及び新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の制定についてです。</p> <p>議案書の25ページ、26ページをお開きください。</p> <p>平成24年6月27日、国有林と民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度の創設等を目的とした「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」が公布され、一部を除き、平成25年4月1日から施行される予定です。</p> <p>本議案は、同法により「特別会計に関する法律」の一部が改正され、国有林野事業特別会計が廃止されたことから、当該国有林野事業が国営企業でなく</p>
-------------	---

なることによる所要の条文整備を行うものです。

改正の内容は、新居浜市情報公開条例第7条第6号オ及び新居浜市個人情報保護条例第15条第7号オ中の「国が経営する企業」の字句を削ろうとするものです。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第5号、「新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例」の制定についてです。

議案書の30ページをお開きください。

本市の職員定数は、平成15年4月に別子山村との合併に伴い、職員定数全般を改正して以降、平成19年4月には派遣職員定数を、平成21年4月及び平成23年4月には教育委員会関係の職員定数を改正してまいりました。

今回の改正は、平成18年度から平成22年度までの集中改革プランにおける定員削減並びに東日本大震災に伴う被災地支援及び第五次長期総合計画の着実な実施に向けた体制整備等をするために、職員定数全般の見直しを行い、執務状況に適合した職員定数に改めようとするものです。

改正の内容は、第2条において規定している市長の事務部局の職員定数を667人から638人に、市長の事務部局のうち、福祉事務所の職員定数を40人から45人に、水道局の職員定数を50人から45人に、教育委員会の事務部局の職員定数を41人から45人に、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員定数を72人から64人に、職員定数の合計を988人から950人にそれぞれ改め、第3条に規定しております派遣職員の職員定数を3人から6人に改めようとするものです。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第6号、「新居浜市特別職の職員の給与に関する条例及び新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてです。

議案書の31ページ、32ページをお開きください。

改正の内容は、特別職の職員のうち市長及び副市長の給料月額を、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づき、また、監査委員及び教育長の給料月額についても、これらの改定に準じて、それぞれ平成25年4月1日から1.5%引き下げようとするものです。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第7号、「新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の制定についてです。

議案書の33ページ、34ページをお目通しください。

まず、改正条例第1条、「新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正」

<p>教育委員会</p>	<p>についてです。</p> <p>別表第2、特殊勤務手当の改正は、渡海船の機関長の職である者を技能労務職から行政職給料表の適用を受ける職員へと変更することに伴い、当該機関長に係る乗船手当の支給額を、1勤務につき220円とすることを規定するものです。</p> <p>次に、改正条例第2条、「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」についてです。</p> <p>平成18年条例第5号「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」附則第7項の規定により、同年4月から実施している給与構造改革による給料水準引下げに伴う経過措置額の支給、いわゆる現給保障の支給を、平成25年3月31日限りで廃止しようとするものです。</p> <p>なお、この条例中第2条の規定は平成25年3月27日から、第1条の規定は平成25年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>次に、議案第8号、「新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」の制定についてです。</p> <p>議案書の35ページから38ページまでをお目通しください。</p> <p>まず、改正条例第1条、「新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部改正」のうち、第10条の改正につきましては、雇用保険法等の一部が改正され、1年未満の短期雇用の者が特例一時金の支給対象から除外されたことに伴い、所要の条文整備を行おうとするものです。</p> <p>次に、改正条例第1条のうち、附則第7項及び第8項の改正並びに改正条例第2条から第4条まで、「新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」については、「国家公務員退職手当法」等の一部が改正され、国家公務員の退職手当が段階的に引き下げられることに伴い、本市の一般職につきましても国の退職手当制度に準じて退職手当を引き下げするため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>改正の内容については、「新居浜市職員の退職手当に関する条例」本則の規定により計算した退職手当の額に乗じる調整率を100分の104から100分の87に引き下げるとともに、調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めることとしております。</p> <p>改正条例附則第2項から第4項までの規定については、退職手当の支給水準の引下げによる激変緩和を図るため、平成25年3月27日から平成26年6月30日までの間、調整率の経過措置を設けることとしております。</p> <p>なお、この条例は、平成25年3月27日から施行したいと考えております。</p> <p>教育委員会からは、議案第11号、新居浜市立小学校及び中学校設置条例</p>
--------------	---

<p>事務局長</p>	<p>の一部を改正する条例の制定についてでございます。</p> <p>議案書の49ページをお目通しくください。</p> <p>今回の改正は、大島小学校を廃校することに伴い、本条例のうち、第2条第1号の小学校の名称及び位置を規定した表について「新居浜市立大島小学校」の項を削るものでございます。これによりまして、新居浜市立の小学校は17校となります。大島小学校につきましては、明治7年に設立され、昭和28年に新居浜市立大島小学校となり、これまでの児童数は、昭和21年の349名をピークに年々減少し、平成19年度には2名、平成20年度にはその2名が多喜浜小学校へ通学することとなったことから、これ以降休校措置をとってまいりました。休校後におきましては、小学校の存続や廃校後の施設の有効活用について、大島連合自治会における検討や、まちづくり校区集会をはじめ、行政と大島地区住民の方々との意見交換におきまして、小学校の廃校についての了解が得られましたことにより、教育委員会として廃校との決定をいたしたいところでございます。</p> <p>なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。</p>
<p>福祉部長</p>	<p>福祉部から議案第4号及び議案第12号から議案第14号について、一括してご説明いたします。</p> <p>まず、議案第4号、「障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定につきまして、御説明いたします。</p> <p>庁議資料の27ページから29ページをお開きください。</p> <p>本議案は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の制定による障害者自立支援法の一部改正に伴い、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことなどに対応し、関係条文を整備するため、「新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」など関係する4つの条例の一部改正をしようとするものでございます。</p> <p>改正の内容といたしましては、法律名が改められたことに対応して、「新居浜市障害者自立支援法施行条例」の題名を「新居浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」に改めるほか、条例中の「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、また、引用法令の用語の改正に係る修正として、「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に、また、引用法令の項ずれに伴う修正として「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めようとするものでございます。</p> <p>なお、法律名に係る改正は、平成25年4月1日から、用語の修正及び項ずれに係る改正は平成26年4月1日から施行したいと考えております。</p>

次に、議案第12号、「新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定についてでございます。

議案書の50ページをお開きください。

新居浜市立若水乳児園及び若宮保育園につきましては、昭和35年に建設され、築50年以上が経過する木造建築であり、施設の老朽化が著しいことから、両園を統合し、新居浜市立若宮小学校用地の一部に改築いたしました。

今回の改正は、改築後の若宮保育園を平成25年4月1日付けで開園することから、本条例のうち、保育園の名称及び位置を示す別表中、「新居浜市立若宮保育園」の位置を変更するとともに、「新居浜市立若水乳児園」の項を削るものでございます。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第13号、「新居浜市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定についてでございます。

議案書の51ページ、52ページをお目通しください。

本議案は、子どもの入院に係る医療費の助成対象を中学校修了前までに拡大することにより、保健福祉の増進と医療費負担の軽減による子育て支援の拡充を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容についてでございますが、制度を拡充することに伴い、題名を新居浜市子ども医療費助成条例に改めますとともに、本則中の乳幼児という用語を子どもに改めます。

次に、第2条第1項につきましては、年齢要件を拡大するため、対象となる子どもの年齢を改めるものでございます。

また、第2条第4項につきましては、より利便性の高い制度となるよう、保険給付の対象について、規定の整備を行うものでございます。

また、第2項と第3項を加え、新たに乳幼児と児童という用語について定義いたします。これは、第4条、第5条、及び第6条において、助成に係る規定の整備をするうえで必要となることから定義を行うものでございます。

次に、第4条につきましては、児童が助成を受けることができる医療費を入院に係るものに限ることについて規定するものでございます。

次に、第5条第2項につきましては、児童が新居浜市母子家庭医療費助成条例、または新居浜市重度心身障害者医療費助成条例における助成対象者である場合には、子ども医療費の助成を行わないとするものでございます。

次に、第6条第1項及び第2項につきましては、乳幼児に係る医療費の助成方法について整備を行うものでございます。

また、第6条第3項につきましては、児童に係る医療費の助成方法について、助成対象者の申請に基づき行うとするものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行したいと考えております。

<p>水道局長</p>	<p>次に、議案第14号、「新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定につきましては、議案書の53ページ、54ページをお開きください。</p> <p>本議案は、新居浜市障がい者福祉センターで行う事業として、障害者自立支援法の改正によりまして個別給付化されることとなった、一般相談支援事業など3事業を新たに規定するとともに、同法の題名が改められること等による所要の条文整備を行おうとするものでございます。</p> <p>改正の内容といたしましては、第1条といたしまして、新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例中、第1条の障害者の定義及び法律の題名を改め、第3条に相談支援に関する3事業を追加し、第4条に障がい者福祉センターを使用する障害者団体の登録に係る事項を加え、第10条に指定管理者が行う業務に障害者団体の登録に係る業務を加える等でございます。</p> <p>また、第2条では、新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例中、第3条において、引用法令の項ずれに伴う修正として「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「第5条第17項」を「第5条第16項」に改めようとするものでございます。</p> <p>なお、第1条は平成25年4月1日から、第2条は平成26年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>水道局から議案第26号、議案第27号についてご説明いたします。</p> <p>まず、議案第26号、平成25年度新居浜市水道事業会計予算についてでございますが、画面の「平成25年度 企業会計予算概要」をご覧ください。</p> <p>「業務の予定量」は、給水戸数が、平成24年度末推計値から200戸増の53,784戸、年間給水量は、前年度比△2.7%減となる年間約1,381万5千m³、年間水道料金収入も、△2.7%減の16億1,692万6千円、建設改良事業費は、前年度比59%増の19億6,157万2千円を予定しています。</p> <p>重点項目としましては、1 配水池等整備事業として新山根配水池・送水場及び、船木配水池整備に総額11億8,650万円のうち、平成25年度分の5億2,700万円、また、金子山配水池、滝の宮送水場整備に1,100万円。</p> <p>2 配水管等整備事業として、配水管更新・耐震化工事、及び管路更新計画策定事業に4億8,400万円。</p> <p>3 水道施設監視システム更新工事として、総額9億8,000万円のうち平成25年度分の7億9,700万円を予定しています。</p> <p>次に、「24・25年度 企業会計予算対比表」をご覧ください。</p> <p>「収益的収入及び支出」につきましては、事業収益が17億7,345</p>
-------------	---

	<p>万3千円に対して、経営に要する事業費用は17億3,042万2千円で、差引4,303万1千円(税込)の純利益を見込んだ予算となっています。</p> <p>「資本的収入及び支出」につきましては、企業債、分担金など3億1,861万円の収入に対し、支出は、建設改良費、企業債償還金の22億7,101万2千円で、差引19億5,240万2千円の不足を損益勘定留保資金等で補てんすることとしています。</p> <p>水道事業会計全体といたしましては、支出ベースで、40億143万4千円となっています。</p> <p>続いて、議案第27号、平成25年度新居浜市工業用水道事業会計予算でございます。</p> <p>「平成25年度 企業会計予算概要」をご覧ください。</p> <p>「業務の予定量」は、前年度と同様に、住友企業3事業所への、年間1,584万4,000m³(日量4万6,600m³)としており、建設改良事業(施設整備計画)は1億8,153万1千円を予定しています。</p> <p>重点項目としましては、新田橋架け替えに伴う関連工事に8,270万円、工業用水道更新のための基本計画策定委託に360万円を予定しています。</p> <p>次に、「24・25年度 企業会計予算対比表」をご覧ください。</p> <p>「収益的収入及び支出」につきましては、事業収益2億3,862万8千円、事業費用2億1,697万円で、差引2,165万8千円(税込み)の純利益を見込んだ予算となっています。</p> <p>「資本的収支」につきましては、収入の予定はないため、建設改良費等の支出1億9,395万9千円の全額を、損益勘定留保資金等で補てんすることとしています。</p> <p>工業用水事業会計全体といたしましては、支出ベースで、4億1,092万9千円となり、企業会計全体では、同じく支出ベースで44億1,236万3千円となっています。</p> <p>以上でご説明を終わります。</p>
市長	<p>ご質問等ありますか。</p> <p>なければ、次の議題に移ります。</p> <p>「議会答弁課題進捗状況の報告について」ですが、項目を絞って簡潔に説明をお願いします。</p>
総務部長	<p>総務部から順番に説明をお願いします。</p> <p>総務部から4件報告いたします。</p> <p>まず、31番の滞納整理業務マニュアルの作成でございますが、既に強制徴収債権については作成しておりますが、今年度、保証人対応マニュアルに</p>

	<p>つきまして、債権管理委員会で内容を審議し、12月28日に作成を終え、今年度1月28日、29日に説明会を実施しております。非強制徴収債権編については、この2月から検討を開始し、平成25年度末に完成の予定しております。</p> <p>次に、33番の債権管理条例の制定については、27年度に制定するスケジュールを平成24年11月27日開催の債権管理委員会で提示し、平成25年度に開催する債権管理委員会で、そのスケジュールを決定することとなっております。</p> <p>次に、35番のキッズコーナー及び授乳室の設置については、現時点での対応はありませんが、平成25年度に市庁舎耐震補強対策工事を実施予定であり、その際にロビーの再配置を計画する中で設置を検討したいと考えております。</p> <p>次に、36番の財産表の議員への閲覧については、今年度の対応については、財産表の内容をより正確にするために、平成24年度上半期までの全データを公有財産所管各課所へ配布し、登録漏れ、報告漏れ、錯誤、削除漏れなどの全件を確認し、訂正することを依頼しているところでございます。平成24年度の新居浜市名義の固定資産税データの提供を依頼し、それを取得して、照合をするものです。</p> <p>今後の対応ですが、新居浜市名義の固定資産税の名寄帳、各課へ依頼した財産表の確認結果表、平成12年3月31日現在の財産表、平成12年3月31日以降の各年度の財産異動報告書、決算財産公表、それぞれを突合等行いまして、それぞれの差異を分析し、正しいデータを決定することを、来年の3月末を目指して照合したいと考えております。</p>
福祉部長	<p>福祉部から2件報告いたします。</p> <p>まず、45番の子どもの医療費無料化の拡大につきましては、平成25年診療分から、入院分について中学校卒業までに拡大するものでございます。</p> <p>次に、47番の介護保険制度の改善につきましては、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度で、県内各市の状況を注視しながら、導入の必要性について検討をいたします。</p>
市民部長	<p>市民部からは、2件報告いたします。</p> <p>まず、9番の住基カードの利活用についてでございます。現在国においては、詳細や実施時期については不確定でございますが、マイナンバー制度が平成27年の実施に向け、準備されております。それと同時、現行の住基カードは廃止されますことから、現行カードに新たな付加価値をつけるための経費を投入することは得策ではないことから、利活用のための検討は中止</p>

<p>環境部長</p>	<p>し、この項目は完了と致したいと考えております。</p> <p>次に、32番の市民サービスについては、住民票等のコンビニ交付については、9番と同じ理由で、また、窓口の時間延長や休日の臨時開庁については、今回で3回目となり必要に応じ開庁することが定着化してきたため完了としたいと考えております。</p> <p>環境部からは、3件ご説明いたします。</p> <p>まず、20番「落神川周辺の浸水対策について」は、昨年9月19日と12月10日、地元自治会に地方局河川港湾課、市下水道建設課合同で説明会を実施し、遊水池堤防の嵩上げはしなくても越水はしないこと、落神川護岸の嵩上げより護岸開口部からの逆流対策、河川浚渫、底張りを優先実施することで地元の了承を得ました。県は、平成24年度、25年度で遊水池浚渫、落神川浚渫および底張り、護岸漏水対策を実施する予定です。</p> <p>次に、22番「公共下水道早期利用金について」は、都市計画税の課税範囲の見直しに伴い、公共下水道の受益を受ける方の負担の公平化を図るため、昨年12月議会において、受益者負担に関する条例を全部改正し、下水道事業区域外から汚水管に接続される場合には、都市計画税年税相当額の5年分とする分担金を徴収することといたしました。このことから本件は完了といたしたい。</p> <p>次に、26番「市営墓地の適正管理について」は、管理料の徴収と再使用について検討するため、平尾墓園平面墓地3,776区画の使用者調査を実施しておりますが、①住民基本台帳と合致したのが1,841件、②除の住民票データ等と合致したのが948件、③データ不一致が958件、④空き区画が29件となっております。②番、③番について調査中でございます。真光寺、土ヶ谷、黒岩の市営墓地につきましては、無縁化が著しい墓地の整備を行った先進地の事例を調査し、事務処理の流れを把握したいと考えております。</p>
<p>経済部長</p>	<p>経済部からは、2件報告いたします。</p> <p>まず、22番、有害鳥獣対策については、今年度、県の事業ではありますが、光明寺をモデル地区とし「鳥獣害を受けにくい集落づくり支援事業」を実施した。その中の集落座談会の意見や集落環境点検の成果を生かした集落ぐるみでの対策を推進する。なお、平成25年度以降は、大生院、大島地区において防護柵の設置事業を国、県に要望いたしておりますので採択されれば補正で対応したい。要望の総延長は14kmの予定である。</p> <p>次に、23番、農業担い手対策については、現在国の事業で「人・農地プラン」を作成中である。アンケート結果を参照にして各地区で座談会を開催</p>

建設部長	<p>し、意見を聴収したものをプランに反映させ、担い手に対する支援体制を整えるものです。</p> <p>建設部からは、2件報告いたします。</p> <p>まず、9番「市営住宅の修理・改善・建て替え計画」につきましては、「長寿命化計画」を昨年度策定し、この計画に沿って建て替えなどを行っていくこととし、25年度より具体的に事業を進めることとなりましたことから、この項目については、完了といたします。</p> <p>次に、6番「貨物ヤード」、37番「鉄道高架」、43番「新居浜駅菊本線の駅南への延伸」の3項目と、それぞれ関連しておりますので、30番「駅裏南地区のまちづくり」についてで、まとめて報告いたします。</p> <p>駅南地区の整備につきましては、鉄道高架、JR貨物ヤードの取り扱い、また、新居浜駅菊本線の延伸と言ったことを、一体的に考える必要があります。鉄道高架については、事業化は、現時点では非常に難しいことから、庁内的には、断念する方向で考えておりますが、今後、駅南地区の整備については、幅広く市民の意見を聞きながら、JR貨物ヤードの取り扱い、菊本線の延伸も含め整備の方向性を決定して参りたいと考えております。</p>
市長	<p>他部局はないようですが、ご質問等ありますか。</p> <p>なければ、次の議題に移ります。</p> <p>「市税の歳入見込みについて」総務部から説明をお願いします。</p>
総務部長	<p>総務部から、市税の歳入見通しについて、説明をいたします。</p> <p>市税につきましては、平成23年度は、景気の後退を受け、調定額が約200億2,300万円、収入額が約189億5,200万円と、前年に対して約1千900万円のマイナスでありました。</p> <p>平成24年度においては、アメリカに端を発した世界的な金融危機と景気の急激な後退による、円高、デフレに加え、東日本大震災の影響等を受け、法人市民税の税収が落ち込んでおります。また、宅地の評価額の下落及び家屋の評価替による減額等により、固定資産税と都市計画税の税収も落ち込んでおります。</p> <p>このため、調定額ベースで約194億6,500万円、収入額ベースでは約184億3,800万円を見込んでおり、平成23年度決算額と比較して、調定額で約5億5,800万円、収入額で約5億1,400万円の減収となる見込みとなっております。</p>

次に、平成25年度の税収見込みでございますが、景気の下振れ懸念、株式・為替市場の変動など、景気の先行きが不透明なことから、法人市民税が落ち込むものと懸念しております。

このようなことから、調定額で約192億7,100万円、収入額で約182億8,100万円を見込んでおり、今年度決算見込額と比較しても、調定額で約1億9,400万円、収入額で約1億5,600万円の減収となる見込みでございます。

それでは、税目毎に現年度課税分について、平成24年度、25年度の調定額ベースでの見込みの概要を説明いたします。

なお、見込額算定における前提条件として、このほど発表されました平成25年度税制改正大綱に基づく税制改正を織り込んで、見込額を算定しております。

まず、個人市民税でございます。

平成24年度は、税制面では、子ども手当実施に伴う16歳未満の年少扶養控除の廃止と16歳以上19歳未満の特定扶養控除の一部廃止が行われたことから、調定見込額は平成23年度決算額に対し、約5.3%増の約55億7千,900万円になると見込んでおります。

平成25年度は、税制改正により、退職所得等に係る個人住民税の税額10%を減額する特別控除が廃止されます。

一方所得については、ギリシャ危機等による世界的な景気の不透明感が強まったことから、引き続き給与所得や営業所得の足踏み状態が見込まれ、所得推計にあたり、平成24年の春闘・人事院勧告・各経済研究所の賞与等の統計資料・各種経済指標を加味した結果、個人市民税は24年度決算調定見込額の約0.4%減の約55億5,800万円を見込んでおります。

次に、法人市民税でございます。

法人市民税の税制面での大きな改正として、法人実効税率を5%引き下げするため、法人税率が、現行30%から25.5%に引き下げられ、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から適用されることがあげられ、平成25年度以降の法人市民税に与える影響は大きいものと考えております。

平成25年度の法人市民税における影響といたしまして、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う県と市の増減収を調整するため、平成25年度より県たばこ税の一部が市たばこ税に税源移譲されることになっておりますが、その税源移譲分の見込相当額、約1億円の減収を見込んでおります。

平成24年度につきましては、欧州の政府債務危機などを背景に世界経済の減速が懸念されるなかで、為替レート・株価の変動、デフレの影響等により、下半期に企業業績が鈍化したため、法人市民税の税収は減少しており、

平成23年度決算調定額の約9.8%減の約20億3,600万円を見込んでおります。

平成25年度の見通しといたしましては、世界経済の減速等を背景として、企業収益も、製造業を中心にこのところ弱い動きとなっており、依然デフレ等の影響が懸念されますことから、法人市民税額の調定見込額としましては、平成24年度決算調定見込額の約17.4%減の約16億8,100万円を見込んでおります。

法人市民税につきましては、もう少し詳細にご説明申し上げます。

法人市民税、特に法人税割額につきましては、景気動向、企業業績により大きく変動し、税収を大きく左右するものとなっております。

まず、住友3社の法人税割調定額につきましては、平成24年度実績では大幅に減少いたしました。平成25年度の税収見込み調査の回答によりまずと、税額が若干増加する見込となっております。

しかしながら、住友関連各社への見込調査においては、減少見込の回答が大半を占めております。

さらに、その他の主要企業において同様の調査を行ったところ、業種等によるばらつきはあるものの、経済情勢に減速感がみられ、本年度より調定額が減少する傾向でありますことから、見込数値として約9%減で算定いたしております。

このようなことから、平成25年度の法人市民税税割額の調定見込額は、約13億4,200万円となり、厳しい見込みとなっております。

次に、軽自動車税は、平成24年度決算調定見込額の約0.03%増の約2億7,200万円(271,765千円)を見込んでおります。

次に、たばこ税は、健康志向の高まりを受け、公共施設や交通機関、飲食店での一層の禁煙推進や喫煙者数の減少など、消費本数がさらに減少すると予想されます。しかしながら法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う県と市の増収益の調整のため、平成25年4月1日から県のたばこ税の一部が市たばこ税に移譲されることから増税が見込まれます。これにより調定額は、平成24年度決算見込額の約5.4%増の約8億8,600万円を見込んでおります。

次に、入湯税は、平成25年度見込みは、約42万円といたしております。

次に、固定資産税は、平成25年度税制改正(案)において税額に影響する大幅な見直しはなく、平成25年度調定見込額は、総額で約87億900万円を、歳入見込額は約85億7,900万円を見込んでおります。

まず、土地につきましては、地価が平成5年以降連続して下落しており、平成24年度地価公示の全用途評価変動率はマイナス2.9%(23年度はマイナス3.3%)と下落幅はやや縮小しているものの下落しておりますこ

とから、平成24年度決算調定見込額から0.94%減の約31億7,000万円と見込んでいます。

次に、家屋につきましては、平成24年中の新增築、滅失家屋の調査の結果、平成24年度決算調定見込額から3.50%増の約30億5,000万円と見込んでいます。

償却資産につきましては、住友関連企業等への調査の結果、設備投資は回復傾向にあるものの低調であり、減価償却による税額減少が見込まれるため、平成24年度決算調定見込額から3.19%減の約24億8,900万円と見込んでいます。

次に、都市計画税の平成25年度調定見込額は、総額で約11億8,300万円を、歳入見込額は、約11億6,500万円を見込んでいます。固定資産税と同様の増減が見込まれますが、都市計画税は課税区域の拡大による増加分が見込まれ、平成24年度決算調定見込額から、土地については、17.36%増の約6億5,800万円、家屋については、23.0%増の約5億2,500万円と見込んでおります。

最後に、徴収率設定について説明いたします。

今まで調定額ベースで説明してまいりましたが、調定見込み額に徴収率見込みを乗じた収入見込み額が実際の税収見込みとなります。現時点での徴収率を基準に、税目ごとの徴収率を予測し、設定しております。

平成24年度につきましては、現年課税分の個人市民税が約0.1%の減、また、昨年度、企業倒産の影響を受けた現年課税分の法人市民税の徴収率は通年の99%台に回復する見込みであります。

また、滞納繰越分については、昨年現年法人市民税の未収金が滞納繰越分として調定に上がったことから徴収率が約16.5%減少する見込みであります。財産等の差押や公売の実施による徴収強化の影響から市税全体の徴収率としては、昨年度比で約0.1%増の94.72%に設定いたしております。

平成25年度につきましては、平成24年度決算見込みを基準に税目ごとに予測した徴収率から算出いたしておりますが、現時点においては各税目において大きな変動も無く、引き続き徴収強化を進めて行くことから、94.87%と見込んでおります。

収入額ベースでは、平成24年度収入額は、現年課税分の固定資産税（都市計画税を含む。）が評価替えによる調定額の減額に伴い約6億1,800万円の減額となる見込みです。滞納繰越分を含めた市税全体では、昨年度比約2.7%減の約184億3,800万円を見込んでおります。

平成25年度収入額は、現年課税分の法人市民税の調定額の減額に伴い3億7,100万円の減額。また、現年課税分の都市計画税については、課税

<p>市長</p>	<p>区域拡大により、1億9,300万円の増額を見込んでおり、滞納繰越分を含め、平成24年度収入見込額に比べ約0.8%減の約182億8,200万円の見込みであります。</p> <p>ご質問等ありますか。 なければ、次の議題に移ります。</p> <p>「平成25年度施政方針（案）について」は、既に見ていただいていることですが、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>本日の午前中までであれば、変更は可能ですので、再度確認ください。 本日の議題は以上です。</p> <p>連絡事項に移ります。 「平成25年度定員管理計画について」総務部から説明をお願いします。</p>
<p>総務部長</p>	<p>平成25年度定員管理計画についてご説明いたします。</p> <p>平成25年4月1日の職員数は893人を予定いたしております。この人数は、平成24年度当初の895人と比較して、2名の減員となっております。</p> <p>増減内訳としては、退職者が再任用の退職者を含めた23人に対して、今年4月1日の新規採用が再任用を含め21人となっております。</p> <p>平成25年度の定員管理については、第五次長期総合計画の3年目として予定している事業の着実な達成、新規事業や法令事務に基づく増員など、各部局における行政需要に適切に対応できるように、限られた人員の中で考慮いたしております。</p> <p>平成25年度の定員管理では、各部局から32人の増員要望がありましたが、一部の箇所での増員しかできていない状況となっております。</p> <p>これは、事業課における減員が延期されたことや、資格職の予定外退職、新規採用職員の採用辞退などが要因としてありますが、その対応として、再任用短時間職員や臨時職員を有効配置することにより、適切な業務遂行を図ることといたしております。</p> <p>部局ごとに変更があった箇所について説明いたしますが、各部局長におかれましては、限られた人材をより効果効率的に活用していただくようお願いいたします。</p> <p>企画部については、職員数の増減はありません。</p> <p>総務部については、総務課が増大かつ複雑化する法制執務に対応するため1人の増員となります。</p> <p>福祉部については、生活福祉課はケースワーカー要因としての1名の増</p>

<p>市長</p>	<p>員、保育園については、若水乳児園と若宮保育園の統合に伴い保育士1人の減員、国保課は1人の増員、保健センターは1人の増員、慈光園は指定管理制度への移管に伴い5人の減員、東新学園は1人の増員とします。</p> <p>市民部については、市民課は1人の増員とします。</p> <p>環境部については、環境施設課は1人の減員とします。</p> <p>経済部については、農林水産課は1人の減員で、農地整備課は2人の増員とします。</p> <p>建設部については、区画整理課が業務量の減により3人の減員、建築住宅課は1人の増員とします。</p> <p>教育委員会については、スポーツ文化課が国体準備要因を配置するため1人の増員、小学校の用務員が1人の減員とします。</p> <p>消防本部については、1人増員とします。</p> <p>水道局については、総務課が育休の加配引上げのため1人の減員とします。</p> <p>あと、出納室、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、港務局事務局及び土地開発公社については、職員数の増減はありません。</p> <p>以上説明いたしました。が、予定外退職者等により正規職員の配置が変更される場合がありますので、ご了解をいただきたいと思ひます。</p> <p>また、不明な点は、人事課へお問い合わせをお願いします。</p> <p>なお、部局内での課の人員の変更は、部局長の権限で変更してもかまいませんが、変更内容を人事課へ文書で2月20日までに提出をお願いいたします。</p> <p>ご質問等ありますか。</p> <p>あらかじめの連絡事項は以上ですが、何か連絡事項はありませんか。</p> <p>私の方から1点、手元に名刺のカラー刷りのものがあると思ひますが、これは、情報の広報の充実で、職員一人一人の方に新居浜市の営業マンというような思ひで、観光PRも含め、このような名刺を職員に作ってほしいということで、参考として運輸観光課で作ってもらいました。</p> <p>今後、どういふ対応をするかまだ、決まてはなないのですが、個人の負担のこともあるので、今後、経済部の方で考えたいと思ひます。</p> <p>要は、このような観光PR用の名刺を使ていただて、職員がいろいろなところで広報してもらいたいということです。</p> <p>他何か連絡事項はありませんか。</p> <p>ないようでしたら、これで庁議を終了します。</p>
-----------	---